

(単位：百万円)

No.	事業名	令和8年度 予算額	担当府省庁	備考
4. 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する				
4-①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援				
220	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	4,875 の内数	法務省	再掲
221	地域自殺対策強化交付金	3,281 の内数	厚生労働省	再掲
222	ゲートキーパーの養成・支援	3,281 の内数	厚生労働省	再掲
223	孤独・孤立対策推進交付金	136	内閣府	再掲
224	地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査	25	内閣府	新規・再掲
225	こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業	662	こども家庭庁	再掲
226	地域こどもの生活支援強化事業	20,315 の内数	こども家庭庁	再掲
227	社会的養護自立支援拠点事業	非予算事業(※)	こども家庭庁	再掲
228	休日夜間緊急支援事業	20,591 の内数	こども家庭庁	再掲
229	社会的養護経験者等ネットワーク形成事業	23	こども家庭庁	再掲
230	消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進(食品安全等に関する消費者の理解醸成等)	1,896 の内数	農林水産省	再掲
231	食品アクセス確保対策事業	15	農林水産省	再掲
232	刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保	6,420 の内数	法務省	再掲
233	労働者協同組合の活用促進	75	厚生労働省	
234	居住支援協議会等活動支援事業	1,081	国土交通省	
235	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業(社会資本整備総合交付金)	459,693 の内数	国土交通省	再掲
236	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業(防災・安全交付金)	852,918 の内数	国土交通省	再掲
237	スマートウェルネス住宅等推進事業	16,087 の内数	国土交通省	再掲
238	公的賃貸住宅の空き住戸の活用	非予算事業	国土交通省	
239	女性活躍促進に向けた取組に必要な経費	99	内閣府	
4-②NPO等との対話の推進				
240	NPO等との連携に関する経費	29	内閣府	

241	孤独・孤立対策推進交付金	136	内閣府	再掲
4-③連携の基盤となるプラットフォームの形成				
242	NPO等との連携に関する経費	29	内閣府	再掲
243	孤独・孤立対策推進交付金	136	内閣府	再掲
4-④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備				
244	孤独・孤立対策推進交付金	136	内閣府	再掲
4-⑤関連施策の推進				

※安心こども基金を活用

(その他) 休眠預金等活用制度の活用【内閣府】

保護司とは

【R7年度補正予算額 9,794千円の内数】
【R8年度予算(案)額 4,874,960千円の内数】

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国883の区域（保護区）に配属され活動している。
- ・ 現員数は約46,000人（充足率は約88%）

3 任期

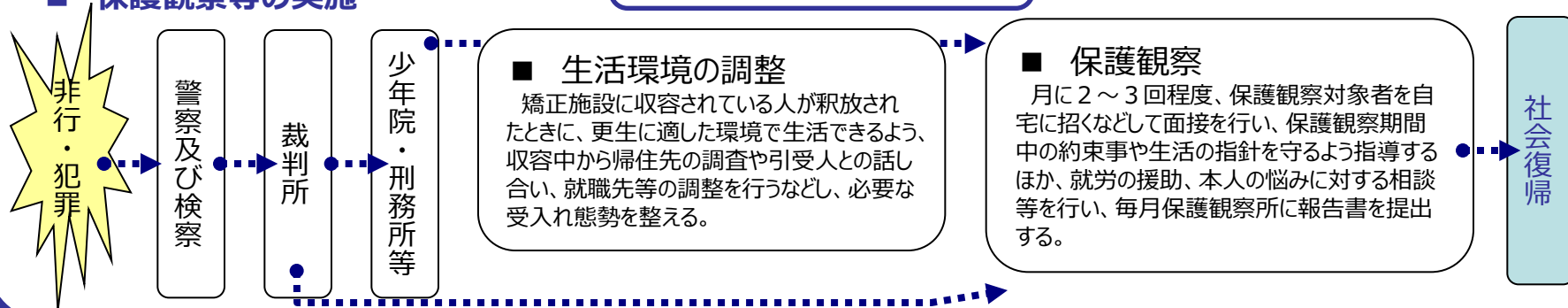
- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

保護司の職務

■ 保護観察等の実施



■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

令和8年度当初予算案 33億円 (32億円) ※ ()内は前年度当初予算額
(うち一部が孤独・孤立対策分)

1 事業の目的

- 自殺者総数については、令和6年は過去2番目に少ない20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率: 1/2,2/3,10/10>

- 対面・電話・SNS相談等の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進(拡充)

等

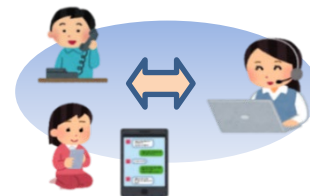
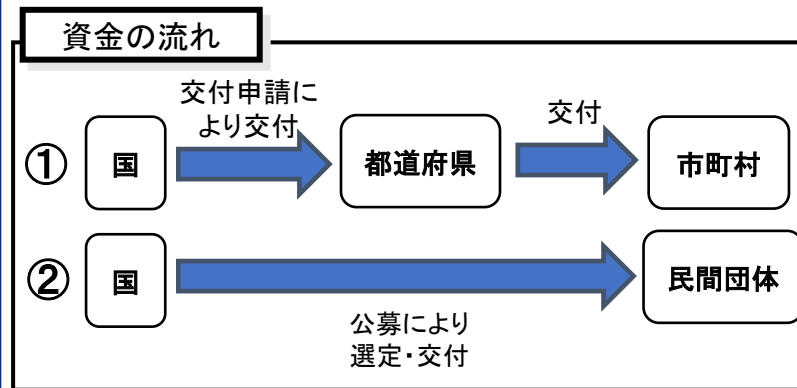
<②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率: 10/10>

- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援

等

3 実施主体等

- 実施主体: ①都道府県・市町村
(交付率: 1/2,2/3,10/10)
: ②民間団体
(交付率: 10/10)



孤独・孤立対策推進交付金（内閣府孤独・孤立対策推進室）

8年度概算決定額 1.4億円（7年度予算額 1.4億円）

7年度補正予算額 1.2億円

事業概要・目的

- 令和6年に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）が施行され、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「孤独・孤立対策の重点計画に沿って、予防が重要との認識の下、交付金も活用し、地方版官民連携プラットフォームを設置する地方公共団体への伴走支援、NPO等への継続的支援、緩やかなつながりや居場所づくり、支援の担い手やつながりサポーターの育成、つながりを生むための分野横断的な連携促進のほか、社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防するための関係府省と地方公共団体が連携した取組を進める」とされています。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携等による孤独・孤立対策の推進を支援します。

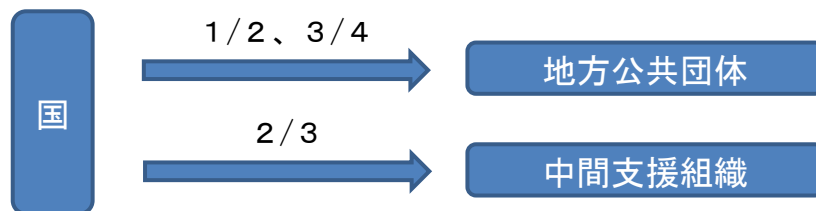
事業イメージ・具体例

- 1 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進します。
- 2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援します。

（地方公共団体向けのメニュー）

- ・ 地方版官民連携プラットフォームの構築
- ・ 関連事業の取組方針の作成、実態把握や地域資源の調査、関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動、住民への情報発信や普及啓発活動、人材確保・育成のための研修、地域協議会の設置、相談体制の整備や居場所の設置など当事者等への支援、相談体制の整備や居場所の設置などの活動を行う団体への補助 等

資金の流れ



期待される効果

- 地方公共団体が主体となって連携・協働体制を構築するなどにより、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNPO等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。

地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査（内閣府孤独・孤立対策推進室）

8年度概算決定額 0.3億円（新規）

7年度補正予算額 2.0億円

事業概要・目的

- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が、予防や早期対応の観点から重要です。
- このような取組の拡大を図るためには、関係行政機関（特に地方公共団体）のみならず、NPO等の現場レベルでの活動が必要不可欠ですが、具体的な取組のイメージやノウハウの蓄積が不十分です。
- このため、日常生活環境における孤独・孤立の予防や早期対応に資する取組への支援を行うとともに、その成果等を踏まえたNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図ります。

事業イメージ・具体例

NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組への支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。

（日常生活環境における対応の例）

- ・ 趣味のワークショップやオンライン交流会等による単身世帯の人々の交流機会の提供
- ・ 中卒者や高校中退者を対象とした学習支援
- ・ ボランティアやインターンシップ等による若者の社会参加の機会の提供
- ・ イベント等を通じた地域住民同士の交流機会の提供
- ・ スポーツや文化・芸術を通じた、こども・若者、高齢者など多世代間の交流機会の提供
- ・ 伝統行事等の伝承を通じたシニア世代とこどもの交流機会の提供
- ・ 大工仕事などを通じた中年・シニア世代の交流機会（日本版メンズ・シェッド）の提供
- ・ 空家を活用したコミュニティカフェ、ものづくり、講習会などを複合的に実施する居場所の提供
- ・ 図書館や博物館、公園などの機能を活かした居場所の提供 等

資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立の問題やそれから生じ得る更なる問題に至らないようにする予防を目指した取組が強化され、地域における官・民・NPO等の連携による推進体制の整備と相まって、地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されます。

〈こども政策推進事業費補助金〉令和8年度予算案 7億円（9億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるところを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

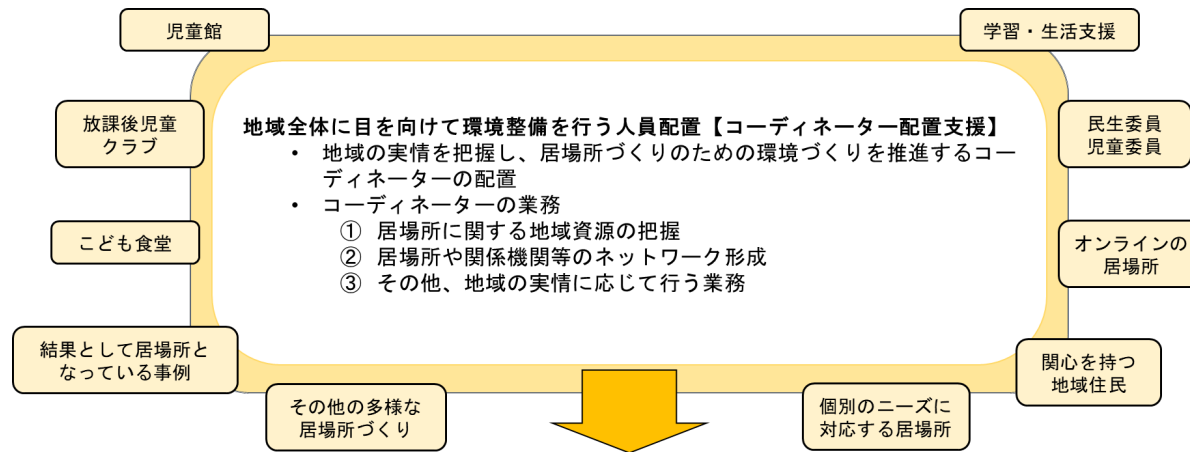
17,580千円（3名以上配置の場合）

11,846千円（2名配置の場合）

6,111千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることのできる社会の実現

〈母子家庭等対策総合支援事業費補助金〉 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面する子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）**
年間を通じて食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う
➢ 長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※1、2）
- イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）《新規》**
長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所で食事を提供（居場所モデル）、又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施
- ウ 体験・交流・学習支援提供型《拡充》**
多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う
- エ 備品等購入支援**
①立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する
②継続支援：こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する
- オ 環境整備支援（地域で子ども等を支援するための仕組みづくり）**
相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域の子ども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う
- カ その他上記に類する事業**
- 要支援児童等支援強化加算**
要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合には加算を実施
- 注1：ア～カを組み合わせる実施可能（エは①又は②いずれかのみ）
注2：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能

福祉・教育施設、地域における様々な場所

・支援ニーズを把握するための研修、地域人材をコーディネータ配置

食事やこども用品の提供



長期休暇中の食事・涼の集中支援



体験や多様な人との交流機会の提供



発見

連携

要保護児童
対策地域
協議会

支援が必要な子ども

市区町村

地方自治体

こども家庭センター

学校・教育委員会

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

- 【実施主体】** 都道府県、市町村（特別区を含む） **【補助率】** 国：2/3又は1/2、都道府県・市町村：1/3又は1/2
※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は一般会計繰入が概ね特別区の一般会計繰入の平均未満の市町村のみ
 財政力指数の低い自治体については、予算の範囲内で補助額を増額する場合がある
- 【補助基準額（1箇所当たり）】** 最大15,743千円 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大18,335千円
- ア**：3,140千円 ※1 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 ※2 アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない
イ：4,260千円 **ウ**：3,910千円 **エ①**：1,520千円 **エ②**：300千円 **オ**：2,913千円 **カ**：ア～オに準じる **○要支援児童等支援強化加算**：2,592千円

〈安心こども基金を活用して実施〉

事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤独・孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

事業の概要

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

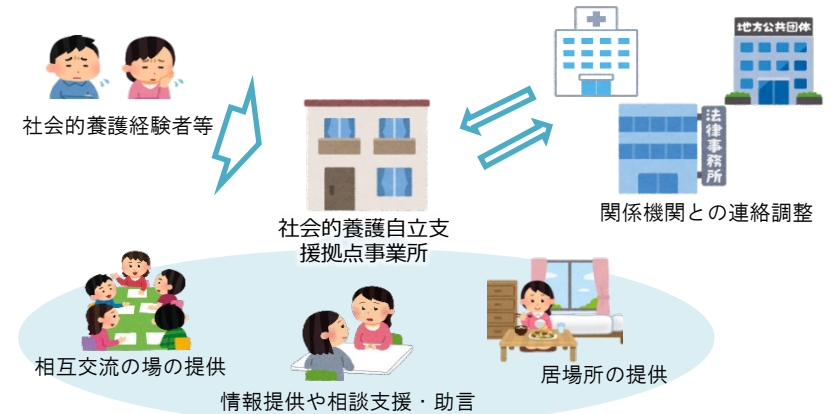
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ (1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】

項目	数量	単価	内容	数量	単価
ア 基本分	1か所当たり	23,794千円	工 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援コーディネーター 1人			・ 支援回数1201回～2400回の場合	1か所当たり	2,494千円
・ 生活相談支援員 1人			・ 支援回数2401回以上の場合	1か所当たり	4,988千円
・ 就労相談支援員 1人			オ 心理療法担当職員加算		
・ 相互交流費用			・ 職員を配置する場合	1か所当たり	6,955千円
・ 関係機関連携費用			・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1か所当たり	887千円
イ 生活相談支援員配置加算			カ 法律相談対応準備加算	1か所当たり	2,113千円
・ 職員を2人配置する場合	1か所当たり	5,166千円	キ 開設準備経費加算	1か所当たり	4,000千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算			ク 賃借料加算	1か所当たり	3,000千円
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1か所当たり	2,494千円	ケ 自立生活支援加算	1か所当たり	2,599千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1か所当たり	4,988千円			

(※) 社会的養護自立支援拠点事業所に対する、一時避難的かつ短期間の居場所での夜間の見守り・緊急対応への体制強化及び自立支援の環境整備に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

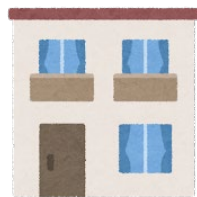
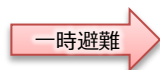
社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

事業の概要

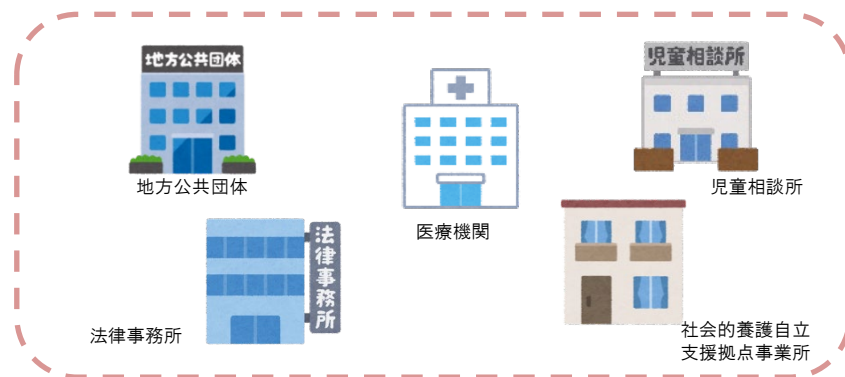
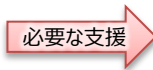
休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



社会的養護経験者等



社会的養護自立支援拠点事業所 等



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

【補助基準額】 1か所当たり 7,587千円

＜社会的養護経験者等ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和8年度予算案 0.2億円（0.2億円）

事業の目的

社会的養護経験者等やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていく。
また、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や、養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図る。

事業の概要

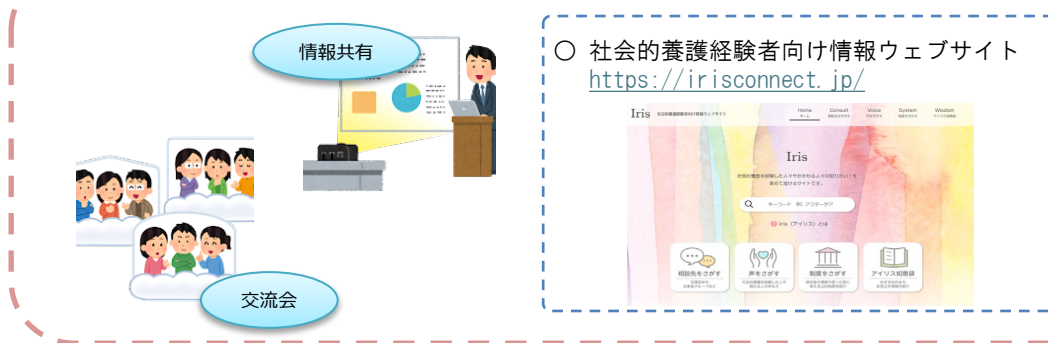
（1）社会的養護経験者等のネットワーク形成

- ・社会的養護経験者等やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が参加する全国交流会を開催
- ・特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を実施 等

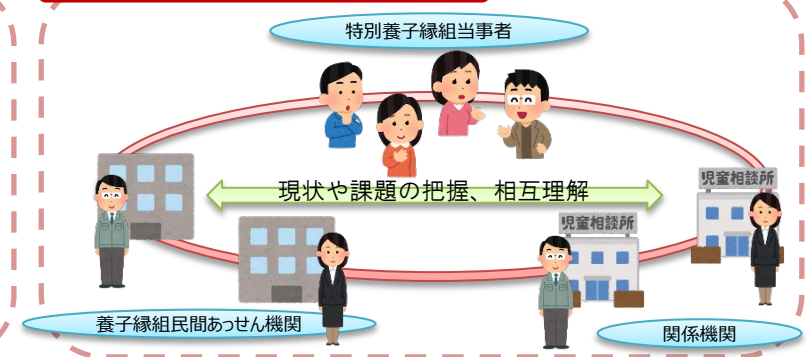
（2）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

- ・特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所等の関係機関が参加する全国フォーラムを開催 等

社会的養護経験者等のネットワーク形成



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10/10相当）

【補助基準額】 22,717千円

地域での食育の推進（食品安全等に関する消費者の理解醸成等）

令和8年度予算概算決定額 1,896百万円（前年度 1,896百万円）の内数

<対策のポイント>

次期食育推進基本計画の推進に向けて、食育の取組を加速化させるため、農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進や、学校給食における地場産物等の活用促進のほか、新たに、総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出の取組を支援するなど、食品安全等に関する消費者の理解醸成等の地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進します。

<事業目標>

次期食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

1. 食育活動を推進する人材の育成・活用

地域で活躍する食育推進・農業体験リーダー等の育成を図るほか、食に関する民間資格を有する者を活用し、食育活動の促進につなげる取組を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信等、生産者と消費者との交流を促進する取組を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物等活用の促進、和食給食の普及

地場産物等を使用するための生産者とのマッチングや連携体制づくり、学校給食向け地場産物等の安定供給に向けた機械・設備等の導入等の取組を支援します。

5. 産地・生産者への理解向上

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を支援します。

6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催等の普及啓発を支援します。

7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

8. 地域農業・教育連携モデルの創出

生産者等が学校関係者等と連携して、農林漁業に関する教員研修・座学・体験機会の提供、学校給食における地場産物等の活用等を総合的に実現する計画の作成と、その計画に基づく「農林漁業教育」の実践を支援します。

<事業イメージ>

【参考】目標（第4次食育推進基本計画の目標のうち当省関連）

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

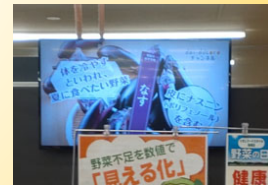
支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供

生産者と消費者との
交流イベントの開催

学校給食における
地場産物等活用

産地情報等の効果的な
発信に向けた技術実装

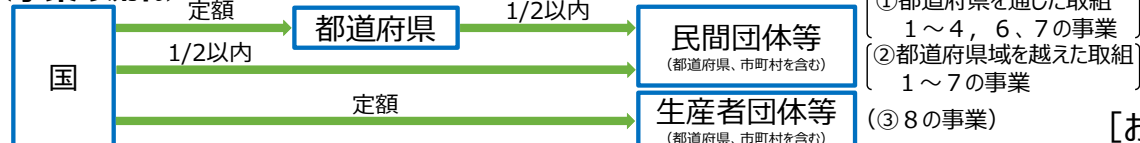


- ・食・農林水産業への理解向上
- ・産地・生産者との交流促進
- ・地場産物等の活用促進 等

次期食育推進基本計画の目標の達成

【お問い合わせ先】 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6738-6558)

<事業の流れ>



○ 食品アクセス確保対策事業

令和8年度予算概算決定額 15百万円 (前年度 124百万円)
〔令和7年度補正予算額 600百万円〕

- <対策のポイント>**
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。
- <事業目標>**
- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加 (80% [令和12年度まで])
 - フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加 (28,000t [令和12年度まで])

<事業の内容><事業イメージ>

1. 食品アクセス確保対策事業 15 (124) 百万円
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクによる食品提供の質・量の充実に向けた機能の強化を図ります。

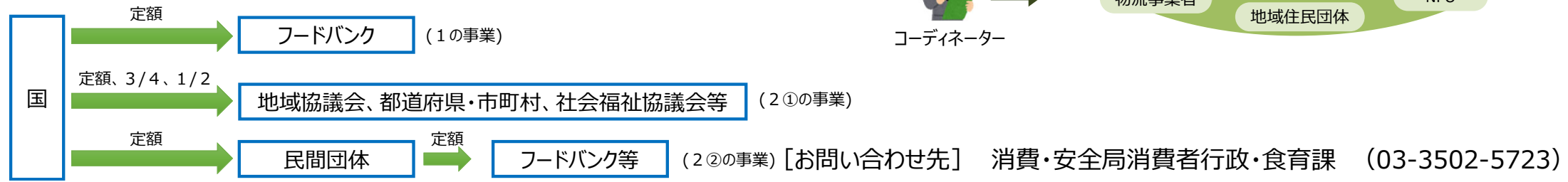
2. 食品アクセス確保緊急支援事業 【令和7年度補正予算額】600百万円
① 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ア 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- イ 関係者間の調整役 (コーディネーター) の配置
- ウ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- エ 課題解決に向けた計画の策定

② フードバンク等による食品提供の質・量の充実に向けた機能強化支援
地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。



<事業の流れ>



更生保護就労支援事業

【R8予算(案)額
6,420,035千円の内数】

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が保護観察所から委託を受け、保護観察所と連携しつつ、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業

更生保護就労支援
事業所



- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和8年度は**全国29庁**で実施

就職活動支援業務

矯正施設
収容中



釈放後



矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

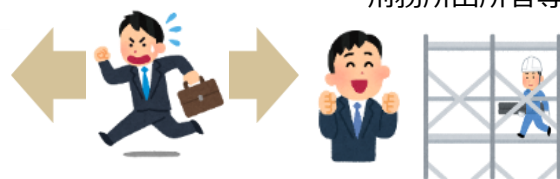
- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

職場定着支援業務

協力雇用主



刑務所出所者等



出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 対人関係の向上
- 職務内容の設定
- 良好な勤務態度の醸成など
- 適切な指導方法など

訪問支援事業について

【R8予算(案)額
6,420,035千円の内数】

背景・導入の経緯

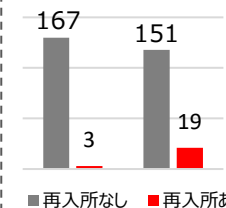
- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「**フォローアップ事業**」を開始（H29年度～）
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**



アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始（R3.10～）

効果

訪問支援群 対照群



結果

訪問支援群 **1.8%**

⇔ 対照群 11.2%

訪問支援群の方が
有意に再入所が少ない

訪問支援は
再犯防止に効果あり

対象

令和6年4月から令和7年3月までの間に
訪問支援を実施した170人（全19施設）

方法

- 訪問支援を実施した者（訪問支援群）
- 訪問支援を実施しなかった者（対照群）

について、令和7年3月末までに退所後の犯罪により
受刑のため**刑事施設に再入所した者の割合**を比較

概要

実施施設

令和7年度は**全国19施設**を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員**を配置
(令和8年度は20施設に拡充予定)

[函館、仙台、宇都宮、さいたま、東京（2施設）、横浜、新潟、金沢、京都（2施設）、大阪、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島]

対象者

保護観察対象者または更生緊急保護対象者
であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

支援の
方法・内容

訪問支援職員が、**更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問**などにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施

定期的な訪問による生活相談支援等

- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導
- ・福祉関係団体等とのケア会議
- ・行政サービスの利用援助
- ・関係機関等への同行支援

…等



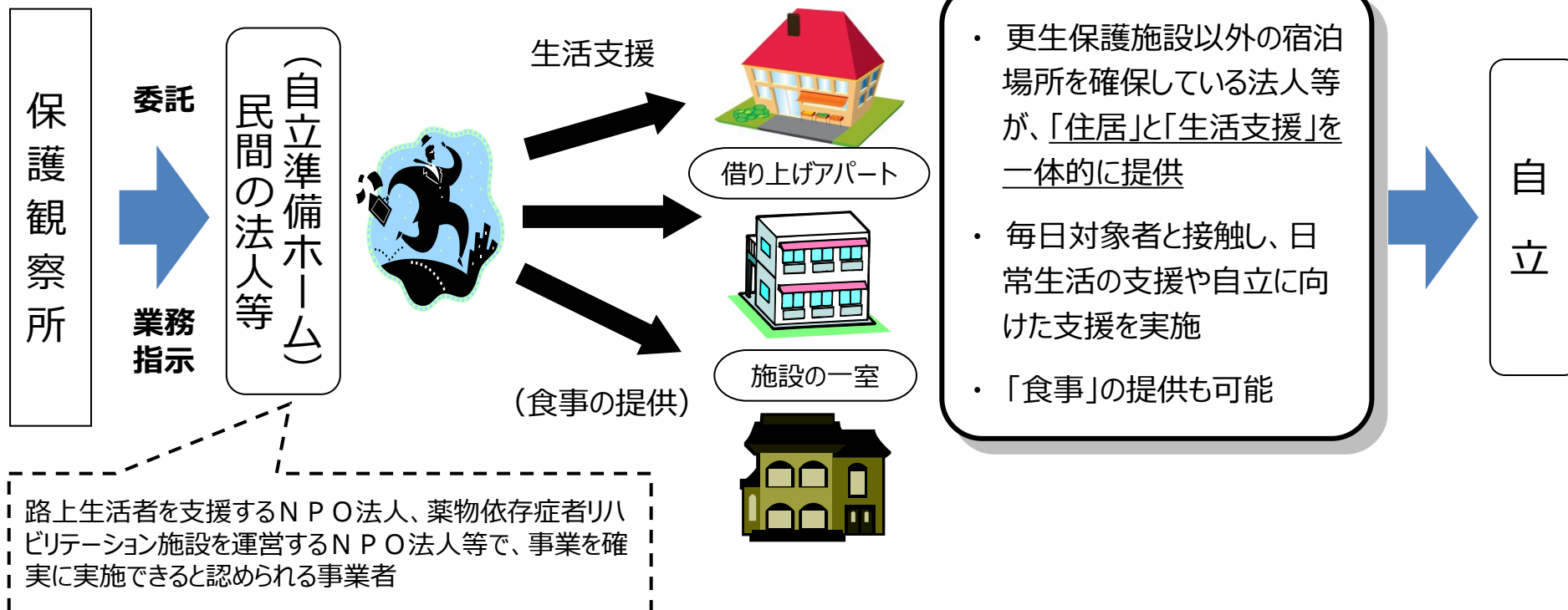
更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策



更生保護地域寄り添い支援事業

- 地域において継続的な支援を必要とする犯罪をした者等に対する“息の長い”支援を確保するため、地域の関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者に保護観察所から委託 (旭川・さいたま・福井・福岡)
- 民間事業者が寄り添い支援員を配置し、犯罪をした者等と支援者の双方に寄り添った支援を実施

事業内容・フロー

地域支援体制の整備

- ・地域支援体制の調査
- ・既存の地域支援ネットワーク等への参画に向けた働き掛け
- ・更生保護関係団体の支援活動等の整理・検討

支援者等への支援

- ・地域支援者との情報共有・意見交換等
- ・支援者向け研修・事例検討会等
- ・地域の支援者と連携した居場所作り等



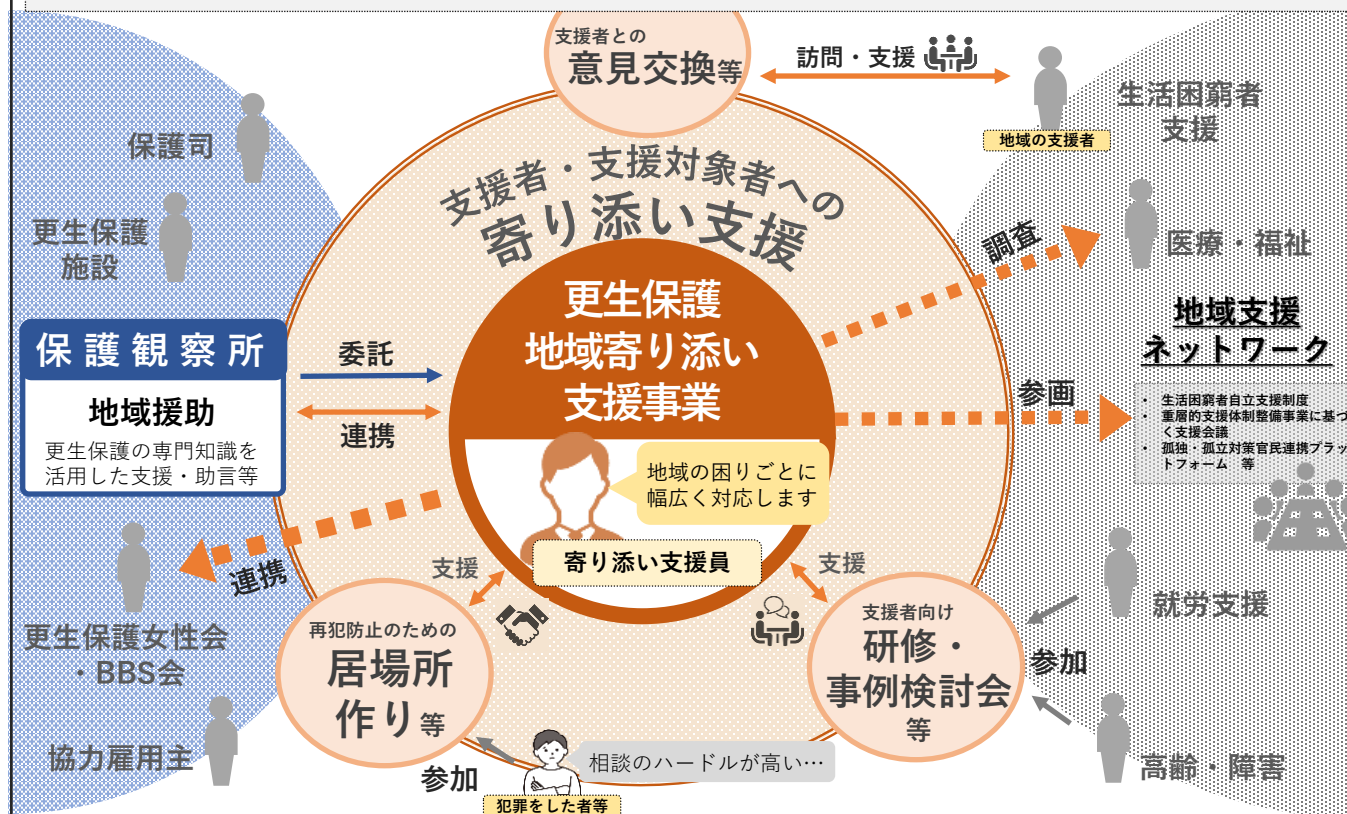
積極的に地域にアウトリーチし、支援を必要とする支援者・支援対象者の把握に努めます

支援者・支援対象者への寄り添い支援

- 🗨️ 情報提供・助言等
- 👥 支援活動への同行・同席等
- 🔗 関係機関等へのつなぎ

目的・スキーム

犯罪をした者等の安定した地域生活を図ることによって、再犯等を防止し、安心・安全な社会の実現に寄与



令和8年度当初予算案 75百万円 (80百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	約2/3		約1/3

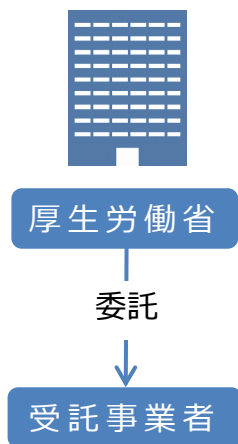
1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
- 令和8年度は、法施行から3年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立や運営に必要な知見の情報提供・発信等を行う。
- また、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援するとともに、報告書に事業の成果等をまとめ全国展開を図る。

※ 労働者協同組合: 令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

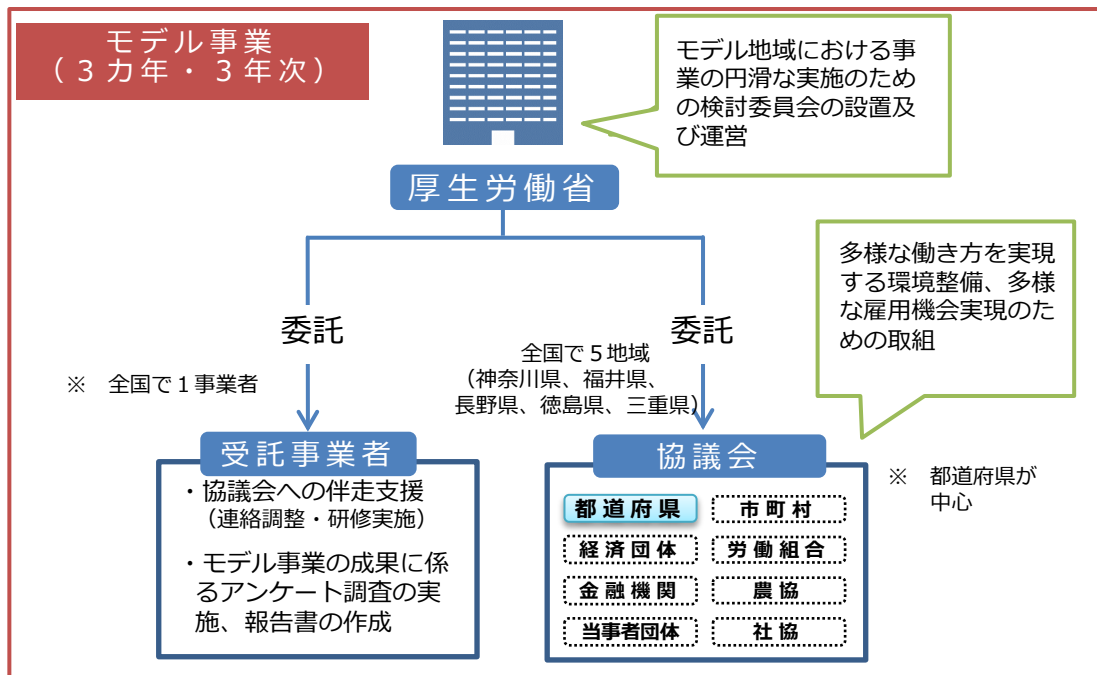
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

制度の周知広報・設立支援



普及啓発事業

- ・ 特設サイトの運営
- ・ 好事例動画の作成・周知
- ・ メールマガジンの発行
- ・ オンラインセミナー 等



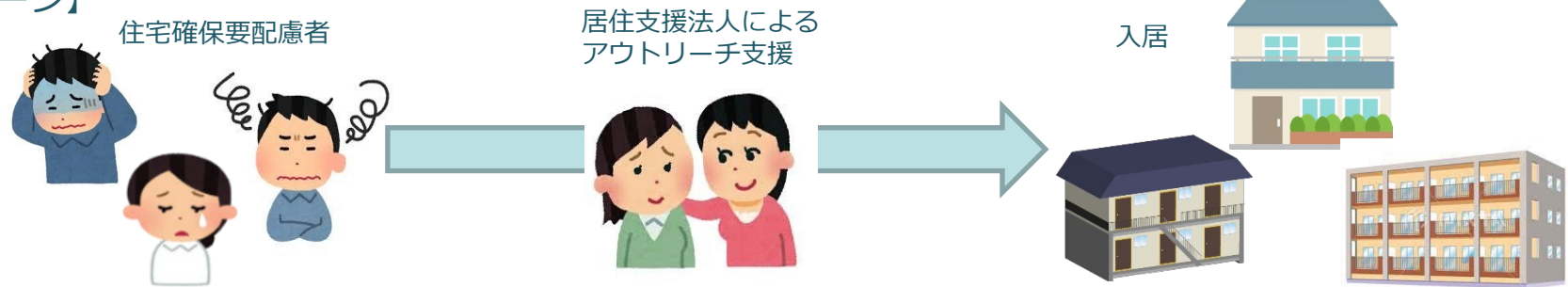
令和8年度当初予算案
 ・居住支援協議会等活動支援事業 10.81億円
 ・社会資本整備総合交付金 4,596.93億円の内数
 ・防災・安全交付金 8,529.18億円の内数
 ・スマートウェルネス住宅等推進事業 160.87億円の内数
 令和7年度補正予算
 ・居住支援協議会等活動支援事業 2.20億円

居住支援法人等に対する活動支援

居住支援法人への支援①：居住支援協議会等活動支援事業

アウトリーチ型の支援（路上生活者等に対する声掛けなど、支援を必要としている方に対して出向いて働きかけを行う支援）等を行う居住支援法人に対して支援

【事業イメージ】



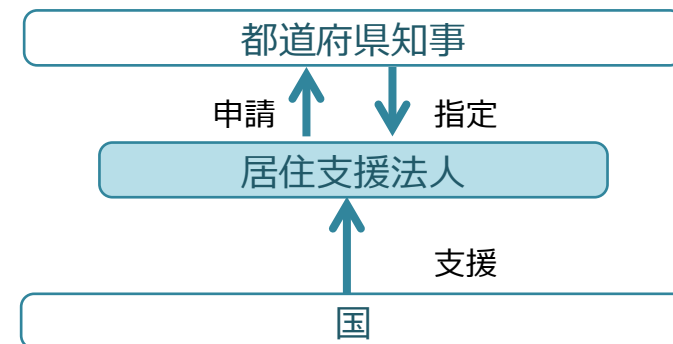
居住支援法人への支援②：セーフティネット住宅等改修事業

居住支援法人が見守り付きセーフティネット住宅等として運営するために要する準備経費（住宅確保要配慮者の居住安定に必要な工事期間の借上げ費用）について支援

居住支援法人について（1,120者が指定（R7.12.31時点））

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・指定される法人は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社 等

【制度スキーム】



公的賃貸住宅の空き住戸を活用した生活支援と連携した住まいの提供

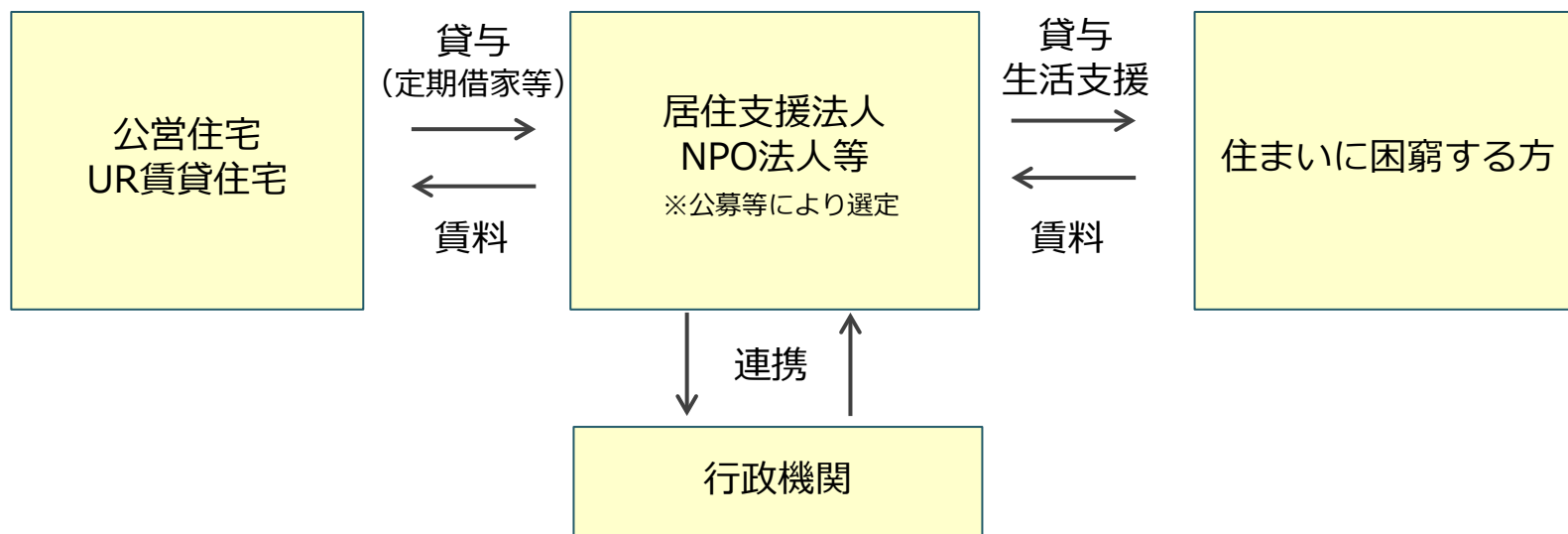
概要

- 公営住宅やUR賃貸住宅の空き住戸を、居住支援法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与し、当該居住支援法人等が住まいに困窮する方々に転貸するなど、居住支援法人等の生活支援と連携した住まいの提供を推進する。

事業スキーム

- 公営住宅については、本来入居対象者の入居を阻害しない範囲で、空き住戸を活用。目的外使用に当たり大臣承認手続きを簡素化（地方整備局等への事後報告で可）（令和3年4月1日施行）。
- UR賃貸住宅については、URが居住支援法人等に対し、一定期間、低廉な家賃で空き住戸を貸与。居住支援法人等が、生活支援や就労支援の対象者に当該住宅を転貸する取組を実施。
※UR賃貸住宅の本来の入居希望者への供給やUR全体の経営に支障が生じない、かつ、現入居者に著しい影響のない範囲で行う。

<スキーム例>



地域女性活躍推進交付金（内閣府男女共同参画局総務課）

（地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費）

令和8年度概算決定額 **3.0億円**（うち孤独・孤立対策NPO等支援関係 1.0億円）

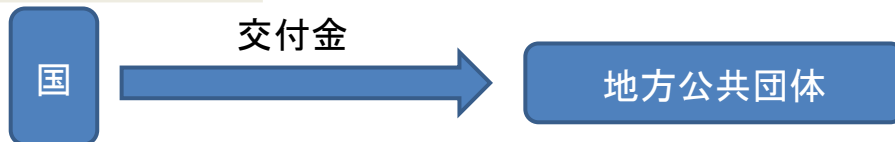
事業概要・目的

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとしてされています。
- 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」（以下「5次計画」という。）や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」において、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵であるとの考えの下、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援することとされました。
- 「女性・平和・安全保障(WPS)」の観点も踏まえながら、災害対応の現場における女性の参画拡大を一層推進する必要があります。
- デジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、女性デジタル人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要です。
- 女性の視点に立った、地域の女性が働きやすい雇用環境の創出等に資する、女性の起業を後押ししていくことも重要です。
- 様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多いため、寄り添ったきめの細かい相談支援を充実させることが不可欠です。
- このため、地方公共団体が、地域の関係団体やNPO等の民間団体との連携の下で行う、女性防災リーダーや女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、困難や不安を抱える女性への相談支援等を支援します。

事業イメージ・具体例

- (1) 活躍推進型 0.7億円【補助率】2分の1
女性役員・管理職や女性防災リーダーを育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援を行います。
- (2) デジタル人材・起業家育成支援型 1.3億円【補助率】4分の3
ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援を行います。
- (3) 寄り添い支援・つながりサポート型 1.0億円
様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようなNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援を行います。
 - (A) 寄り添い支援型プラス 【補助率】2分の1
 - (B) つながりサポート型(NPO活用特化) 【補助率】4分の3
 - (C) 男性相談支援型 【補助率】2分の1

資金の流れ



期待される効果

地域において、役員・管理職や防災リーダーとなる女性の育成が進み、女性デジタル人材・女性起業家の育成が一層加速するとともに、困難や不安を抱える女性に対する寄り添った相談支援のほか、男性相談の取組への支援が進みます。

NPO等との連携に関する経費（内閣府孤独・孤立対策推進室）

8年度概算決定額 0.3億円（7年度予算額 0.3億円）

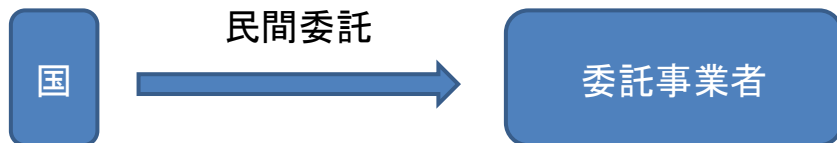
事業概要・目的

- 孤独・孤立対策は、孤独・孤立に悩む人々に寄り添うことが重要であり、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」（令和4年2月設置）において、国や地方自治体、NPO、企業等が連携しながらきめ細かな取組に努めています。
- 経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)においても、「孤独・孤立対策の重点計画に沿って、…NPO等への継続的支援、…つながりを生むための分野横断的な連携促進…を進める」とされています。
- 現在、プラットフォーム事業として、①複合的・広域的な連携強化活動として、分科会などの開催、②孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動として、シンポジウムの開催、③情報共有・調査活動として、メールマガジンの発信、孤独・孤立対策に資するNPO等の活動調査などを行っています。

事業イメージ・具体例

- 【プラットフォーム事務局の運営】
 - ・ 総会、分科会等の会議開催、また、プラットフォーム会員の入会、登録内容の変更など各種手続を支援。
 - 【シンポジウムの開催】
 - ・ 孤独・孤立に係る支援に取り組んでいるNPO等による事例の紹介、意見交換会を実施し、孤独・孤立対策の推進に係る社会的機運の醸成を図る。
 - 【調査の実施】
 - ・ 孤独・孤立対策に資する活動を行うNPO等の活動の状況の把握や、関係団体間の連携に係る好事例等に関する調査などを実施。
- ※このほか、社会情勢の変化やプラットフォーム会員からの意見を踏まえて、各種事業を実施。

資金の流れ



期待される効果

- 本事業の実施により、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを通じた孤独・孤立対策におけるNPO等の連携促進により、官民連携による施策の充実が期待。
- NPO等の連携が進むことで、実施面でも、緊密で継続的な支援が必要な方に行き渡り、様々な支援体制の構築が促進。